

令和7年度版  
(2025年度)



# 市 税 概 要



© K.Okawara · Jet Inoue  
*inagicity*

稲 城 市

# 目次・凡例

1. 市税歳入の推移
2. 市税の収納状況
3. 市税の負担状況
4. 市税の一覧
5. 市税の税率
6. 市民税
7. 固定資産税
8. 都市計画税
9. 軽自動車税
10. 市たばこ税

## 凡 例

- ・各表内において、前年度比、収納率等の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としている。
- ・参照元の資料がある場合等については、当該資料に準拠するため、合計と内訳が一致しない等の場合がある。

## 1. 市税歳入の推移

(単位：円・%)

### 令和4年度

税目	予算現額	調定額	—	収入済額	—
市税合計	16,087,644,000	16,552,203,935	—	16,440,148,705	—
市民税	7,765,557,000	8,088,449,520	—	8,018,569,312	—
固定資産税	6,469,016,000	6,548,880,634	—	6,515,680,870	—
軽自動車税	86,528,000	87,707,312	—	86,414,700	—
市たばこ税	415,501,000	472,596,907	—	472,596,907	—
都市計画税	1,351,042,000	1,354,569,562	—	1,346,886,916	—

### 令和5年度

税目	予算現額	調定額	前年度比	収入済額	前年度比
市税合計	16,671,924,000	16,952,847,585	102.4	16,837,829,451	102.4
市民税	8,159,702,000	8,273,899,311	102.3	8,199,762,395	102.3
固定資産税	6,593,635,000	6,715,014,426	102.5	6,682,871,699	102.6
軽自動車税	87,813,000	90,311,134	103.0	88,916,100	102.9
市たばこ税	457,697,000	480,149,271	101.6	480,149,271	101.6
都市計画税	1,373,077,000	1,393,473,443	102.9	1,386,129,986	102.9

### 令和6年度

税目	予算現額	調定額	前年度比	収入済額	前年度比
市税合計	16,775,114,000	17,262,021,725	101.8	17,142,211,989	101.8
市民税	8,013,574,000	8,304,814,327	100.4	8,228,548,019	100.4
固定資産税	6,787,830,000	6,951,710,431	103.5	6,917,394,225	103.5
軽自動車税	88,469,000	93,320,200	103.3	92,014,638	103.5
市たばこ税	480,722,000	468,845,814	97.6	468,845,814	97.6
都市計画税	1,404,519,000	1,443,330,953	103.6	1,435,409,293	103.6

## 2. 市税の収納状況

### 令和6年度（決算期）市税徴収実績調書

（単位：円・％）

科目	調定額 (A)	収入額 (B)	還付未済額 (C)	不納欠損額 (D)	未収入額 (A-B+C-D)	内 執行停止額	収入歩合 %				
							B/A	前年度 同期			
現年課税分	市民税	個人	普通徴収	1,793,895,850	1,766,130,396	243,744	0	28,009,198	286,556	98.5	98.8
			給与特別徴収	5,631,888,350	5,629,978,548	619,489	0	2,529,291	26,175	100.0	99.9
			年金特別徴収	230,013,850	230,484,407	470,557	0	0	0	100.2	100.2
			計	7,655,798,050	7,626,593,351	1,333,790	0	30,538,489	312,731	99.6	99.7
	法人	576,150,600	574,892,900	210,200	41,600	1,426,300	41,600	99.8	99.8		
	計	8,231,948,650	8,201,486,251	1,543,990	41,600	31,964,789	354,331	99.6	99.7		
	固定資産税	純固定資産税	6,849,108,000	6,837,317,486	785,726	0	12,576,240	0	99.8	99.9	
		交納付金	70,469,500	70,469,500	0	0	0	0	100.0	100.0	
		計	6,919,577,500	6,907,786,986	785,726	0	12,576,240	0	99.8	99.9	
	軽自動車税	環境性能割	6,332,100	6,332,100	0	0	0	0	100.0	100.0	
種別割		85,827,700	85,335,300	51,400	12,900	530,900	59,800	99.4	99.4		
計		92,159,800	91,667,400	51,400	12,900	530,900	59,800	99.5	99.4		
たばこ税	468,845,814	468,845,814	0	0	0	0	100.0	100.0			
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0			
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0			
普通税計	15,712,531,764	15,669,786,451	2,381,116	54,500	45,071,929	414,131	99.7	99.8			
入湯税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0			
事業所税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0			
都市計画税	1,435,976,200	1,433,231,290	148,474	0	2,893,384	0	99.8	99.8			
目的税計	1,435,976,200	1,433,231,290	148,474	0	2,893,384	0	99.8	99.8			
現年課税分計	17,148,507,964	17,103,017,741	2,529,590	54,500	47,965,313	414,131	99.7	99.8			

滞納繰越分	市民税	個人	69,222,862	25,648,877	14,158	6,171,953	37,416,190	5,983,380	37.1	33.2
		法人	3,642,815	1,412,891	0	1,014,373	1,215,551	1,064,373	38.8	27.7
		計	72,865,677	27,061,768	14,158	7,186,326	38,631,741	7,047,753	37.1	32.9
	固定資産税	32,132,931	9,607,239	8,928	368,997	22,165,623	242,375	29.9	31.9	
	軽自動車税	環境性能割	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
		種別割	1,160,400	347,238	0	109,400	703,762	152,700	29.9	25.1
		計	1,160,400	347,238	0	109,400	703,762	152,700	29.9	25.1
	たばこ税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	普通税計	106,159,008	37,016,245	23,086	7,664,723	61,501,126	7,442,828	34.9	32.5	
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	都市計画税	7,354,753	2,178,003	2,072	68,003	5,110,819	38,625	29.6	32.1	
	目的税計	7,354,753	2,178,003	2,072	68,003	5,110,819	38,625	29.6	32.1	
	滞納繰越分計	113,513,761	39,194,248	25,158	7,732,726	66,611,945	7,481,453	34.5	32.5	

総計	17,262,021,725	17,142,211,989	2,554,748	7,787,226	114,577,258	7,895,584	99.3	99.3
----	----------------	----------------	-----------	-----------	-------------	-----------	------	------

### 3. 市税の負担状況

区分		令和5年度			令和6年度			
		調定額 (円)	納税義務者等 (人・台)	単位当たり 負担額 (円)	調定額 (円)	納税義務者等 (人・台)	単位当たり 負担額 (円)	前年度比 (%)
市民税	個人市民税							
	普通徴収	1,626,889,930	11,864	137,128	1,793,895,850	12,008	149,392	108.9
	特別徴収（給与分）	5,803,703,120	34,167	169,863	5,631,888,350	34,639	162,588	95.7
	特別徴収（年金分）	252,202,050	3,400	74,177	230,013,850	3,695	62,250	83.9
	小計	7,682,795,100	49,431	155,425	7,655,798,050	50,342	152,076	97.8
	法人市民税	521,213,100	1,960	265,925	576,150,600	2,051	280,912	105.6
	固定資産税	6,610,143,400	28,481	232,090	6,849,108,000	28,759	238,155	102.6
	軽自動車税（環境性能割）	5,966,200	—		6,332,100	—		
	軽自動車税（種別割）	83,191,500	14,256	5,836	85,827,700	14,415	5,954	102.0
	市たばこ税	480,149,271	5	96,029,854	468,845,814	5	93,769,163	97.6
	都市計画税	1,385,780,800	27,383	50,607	1,435,976,200	27,660	51,915	102.6
	合計	16,769,239,371			17,078,038,464			

人口（4月1日時点）	93,486 人	93,823 人	100.4
世帯数（4月1日時点）	42,591 世帯	43,037 世帯	101.0
1人当たり負担額	179,377 円	182,024 円	101.5
世帯当たり負担額	393,727 円	396,822 円	100.8

※ 各税目は現年課税分。固定資産税に国有資産等所在市町村交付金を含まない。

※ 軽自動車（種別割）については台数で計上。減免分は除く。

#### 4. 市税の一覧

市民税 (個人)	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人</li> <li>・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者</li> </ul>		
	課税標準額	前年の所得について算出した総所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く）及び山林所得金額から控除合計額を引いた額		
	税率	次項のとおり		
	申告期限	特別徴収義務者からの給与支払報告書：1月31日 申告書：3月15日		
	賦課期日	1月1日		
	徴収方法・納期	普通徴収	第1期：6月1日～6月30日 第2期：8月1日～8月31日 第3期：10月1日～10月31日 第4期：12月1日～12月25日	
		給与所得に係る特別徴収	6月から翌年5月までの12回各月徴収したものを翌月10日までに納入	
公的年金からの特別徴収		4月から翌年2月までの年金定期支払月毎に徴収したものを翌月10日までに納入		
市民税 (法人)	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事務所又は事業所を有する法人</li> <li>・市内に寮等を有する法人でその市内に事務所又は事業所を有しないもの</li> <li>・公益法人等で市内に事務所等を有するもの</li> <li>・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所等を有するもの</li> </ul>		
	税率（均等割）	次項のとおり		
	税率（法人税割）	・原則	税率8.4%	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人</li> <li>・資本又は出資を有しない法人（保険業法規定の相互会社を除く）</li> <li>・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの等</li> </ul>	税率6.0%	
	申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告：事業年度終了の日の翌日から2か月以内</li> <li>ただし、法人税（国税）において申告期限の延長が認められた場合には、法人市民税の申告期限も同様に延長。</li> <li>・中間申告：事業年度開始の日以後6か月経過した日から2か月以内</li> </ul>		
	徴収方法	申告納付		
納期	申告期限と同じ			
固定資産税	納税義務者	土地・家屋・償却資産の所有者		
	課税標準額	土地・家屋	基準年度にかかる賦課期日における価格又は基準年度の価格に比準する価格（土地については負担調整措置あり）	
		償却資産	賦課期日における価格	
	税率	次項のとおり		
	申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用地の申告：1月31日</li> <li>・新築住宅に対する減額申告：1月31日</li> <li>・償却資産の申告：1月31日</li> </ul>		
	賦課期日	1月1日		
	徴収方法・納期	普通徴収	第1期：5月1日～5月31日 第2期：7月1日～7月31日 第3期：12月1日～12月25日 第4期：翌年2月1日～2月末日	

軽自動車税 (種別割)	納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者等
	税率(税額)	次項のとおり ※旧標準税率：平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車（重課税率を適用される車両を除く。）に適用 ※重課税率：初めて車両番号の指定を受けた月から賦課期日の前の月において、13年を経過した3輪以上の軽自動車に適用 ※軽課税率：平成27年度以降に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車のうち、グリーン化特例の対象となる車両に適用（初めて車両番号の適用を受けた年度の翌年度に限る）
	申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得申告：納税義務発生の日から15日以内</li> <li>・変更申告：変更事由の生じた日から15日以内</li> <li>・廃車申告：納税義務消滅の日から30日以内</li> </ul>
	賦課期日	4月1日
	徴収方法・納期	普通徴収 5月1日～5月31日
軽自動車税 (環境性能割)	納税義務者	3輪以上の軽自動車の取得者
	課税標準額	3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額
	税率	次項のとおり
	申告期限	以下の日までに申告及び納付する ①車両番号の指定を受ける時 ②自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 ③取得の日から15日以内
	徴収方法	申告納付
	納期	申告期限と同じ
市たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者等
	課税標準	売り渡し本数
	税率	次項のとおり
	申告期限	毎月分を翌月末日までに
	徴収方法	申告納付
	納期	申告期限と同じ
特別土地 保有税	納税義務者	土地の所有者又は取得者
	注記	当分の間平成15年度以後における新規課税は行わない。
入湯税	納税義務者	入湯客
	税率	1人1日につき150円（利用料金1,200円以上）
	申告期限	毎月分を翌月15日までに
	徴収方法	特別徴収
	納期	申告期限と同じ
都市計画税	納税義務者	市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者
	課税標準額	土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
	税率	次項のとおり
	賦課期日	固定資産税と同じ
	徴収方法・納期	固定資産税と同じ

## 5. 市税の税率

税目				税率（円・％）					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
市民税	個人	均等割		3,500	3,500	3,000	3,000		
		所得割		6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		
	法人	均等割		資本金等の額	市内従業員数	—	—	—	
			1号法人	下記以外の法人等		50,000	50,000	50,000	50,000
			2号法人	1,000万円以下	50人超	120,000	120,000	120,000	120,000
			3号法人	1,000万円超 1億円以下	50人以下	130,000	130,000	130,000	130,000
			4号法人	1,000万円超 1億円以下	50人超	150,000	150,000	150,000	150,000
			5号法人	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000	160,000	160,000	160,000
			6号法人	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	400,000	400,000	400,000
			7号法人	10億円超	50人以下	410,000	410,000	410,000	410,000
			8号法人	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
			9号法人	50億円超	50人超	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	法人税割	資本金1億円以上の法人等		8.4%	8.4%	8.4%	8.4%		
		資本金1億円未満の法人等		6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		
固定資産税				1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
軽自動車税（種別割）	原動機付自転車	第一種一般（50cc以下又は0.6kW以下）		2,000	2,000	2,000	2,000		
		第一種特定小型（0.6kW以下）		—	—	2,000	2,000		
		第一種新基準（125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）		—	—	—	2,000		
		第二種乙（90cc以下又は0.8kW以下）		2,000	2,000	2,000	2,000		
		第二種甲（125cc以下又は1.0kW以下）		2,400	2,400	2,400	2,400		
		ミニカー		3,700	3,700	3,700	3,700		
	軽自動車	2輪（250cc以下）		3,600	3,600	3,600	3,600		
		ボートトレーラなど		3,600	3,600	3,600	3,600		
		3輪		3,900	3,900	3,900	3,900		
		4輪	乗用（営業用）		6,900	6,900	6,900	6,900	
			乗用（自家用）		10,800	10,800	10,800	10,800	
			貨物（営業用）		3,800	3,800	3,800	3,800	
			貨物（自家用）		5,000	5,000	5,000	5,000	
	専ら雪上を走行するもの		3,600	3,600	3,600	3,600			
	小型特殊自動車	農耕作業用		2,400	2,400	2,400	2,400		
		その他		5,900	5,900	5,900	5,900		
2輪の小型自動車		6,000	6,000	6,000	6,000				
軽自動車税（環境性能割）				（非課税、1％、2％）					
市たばこ税		1,000本につき	6,552円	6,552円	6,552円	6,552円			
特別土地保有税				当分の間平成15年度以後の新規課税は行わない。					
入湯税		1人1日につき	150	150	150	150			
都市計画税				0.27%	0.27%	0.27%	0.27%		

※法人市民税均等割の「資本金等の額」について

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額、期末現在の資本金等の額のいずれか高い方の金額

※軽自動車税（種別割）の税率について

標準税率を掲載。なお、上記のほかに旧標準税率、軽課税率、重課税率がある。

## 6. 市民税

### (1) 個人市民税等の主な変更点

令和5年度	
住宅ローン控除期間の延長と控除限度額等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン控除の適用期限が4年延長となった。</li> <li>・所得税の住宅借入金等特別控除可能額から控除しきれなかった額がある場合は、所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）の範囲内で市民税・都民税から控除することとなった。</li> <li>・対象者の所得要件が、合計所得金額3,000万円以下から、2,000万円以下に変更となった。</li> </ul> ※控除期間や借入限度額等は、要件により異なる。
成年年齢の引き下げ	未成年者の場合、一定要件のもと市民税・都民税が非課税となるが、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、適用年齢が「賦課期日（1月1日）時点で20歳未満」から「賦課期日（1月1日）時点で18歳未満」へ変更となった。
令和6年度	
上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなった。これにより、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択することができなくなった。 （所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告すると、これらの所得は市民税・都民税でも所得に算入される）
国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外されることになった。ただし、以下の者は扶養控除等の対象とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学により非居住者になった者</li> <li>・障害者</li> <li>・扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</li> </ul>
森林環境税の創設	森林環境税（森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税）が創設され、年額1,000円が個人市民税の均等割と合わせて賦課されることとなった。なお、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として市民税・都民税の均等割額に年額1,000円が上乘せされていたが、こちらは令和5年度で終了となった。 （市民税・都民税・森林環境税の均等割額を合計すると、令和5年度・令和6年度のいずれも計5,000円となる形）
令和6年度（定額減税）	
定額減税	令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度の定額減税が行われることとなった。 <対象者> 令和6年度分の個人市民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方 <減税額> 納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）1人につき10,000円
令和7年度（定額減税）	
定額減税	<対象者> 令和7年度分の個人市民税に係る合計所得金額が1,000万円を超え、1,805万円以下である方 <減税額> 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する者について10,000円

## (2) 年度別調定額（個人市民税：均等割）

（単位：人・円・％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
普通徴収	11,577	34,101,010	11,864	34,862,020	12,008	30,909,790
特別徴収（給与）	33,654	117,238,360	34,167	118,967,710	34,639	105,163,100
特別徴収（年金）	3,404	18,810,360	3,400	19,025,040	3,695	16,604,640
合計	48,635	170,149,730	49,431	172,854,770	50,342	152,677,530
前年度比	—	—	101.6	101.6	101.8	88.3

## (3) 年度別調定額（個人市民税：所得割）

（単位：人・円・％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
普通徴収	10,648	1,600,309,820	10,881	1,592,027,910	10,012	1,762,986,060
特別徴収（給与）	33,260	5,533,281,380	33,758	5,684,735,410	33,329	5,526,725,250
特別徴収（年金）	3,011	231,238,140	3,023	233,177,010	2,822	213,409,210
合計	46,919	7,364,829,340	47,662	7,509,940,330	46,163	7,503,120,520
前年度比	—	—	101.6	102.0	96.9	99.9

## (4) 年度別調定額（個人市民税：合計）

（単位：人・円・％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調定額		調定額		調定額	
合計	7,534,979,070		7,682,795,100		7,655,798,050	
前年度比	—		102.0		99.6	

## (5) 年度別調定額（法人市民税）

（単位：法人・円・％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
均等割	—	206,926,900	—	201,797,100	—	208,089,500
法人税割	—	274,569,800	—	319,416,000	—	368,061,100
合計	1,957	481,496,700	1,960	521,213,100	2,051	576,150,600
前年度比	—	—	100.2	108.2	104.6	110.5

## 7. 固定資産税

(1) 年度別調定額（土地・家屋・償却資産）

（単位：人・千円・％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土地	23,750	3,087,761	24,121	3,207,932	24,415	3,387,552
家屋	24,106	2,736,038	24,502	2,785,671	24,812	2,801,535
償却資産	903	615,942	922	616,540	992	660,021
合計	28,004	6,439,741	28,481	6,610,143	28,759	6,849,108
前年度比	—	—	101.7	102.6	101.0	103.6

※納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

(2) 新增築家屋

地目	令和5年度			令和6年度					
	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	前年度比		
							(%)		
木造家屋	専用住宅	44,631	3,757,377	84,188	31,338	2,931,777	93,553	111.1	
	共同住宅・寄宿舎	1,856	159,889	86,147	4,840	508,558	105,074	122.0	
	併用住宅	96	8,027	83,615	795	72,538	91,243	109.1	
	事務所・銀行・店舗	464	30,896	66,586	559	24,648	44,093	66.2	
	劇場・病院	759	48,100	63,373	363	31,862	87,774	138.5	
	工場・倉庫	69	3,349	48,536	114	5,389	47,272	97.4	
	附属家等	39	2,447	62,744	0	0	—	—	
	合計（木造）	47,914	4,010,085	83,693	38,009	3,574,772	94,051	112.4	
非木造家屋	事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	0	0	—	288	49,010	170,174	—
		鉄骨造	0	0	—	0	0	—	—
		軽量鉄骨造	0	0	—	900	55,884	62,093	—
		小計	0	0	—	1,188	104,894	88,295	—
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	56	7,295	130,268	2,474	351,753	142,180	109.1
		鉄骨造	0	0	—	1,628	197,447	121,282	—
		軽量鉄骨造	3,325	322,471	96,984	3,316	349,953	105,535	108.8
	小計	3,381	329,766	97,535	7,418	899,153	121,212	124.3	
	病院・工場・倉庫ほか	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	290	18,788	64,786	153	15,915	104,020	160.6
		鉄骨造	910	91,568	100,624	0	0	—	—
		軽量鉄骨造	25	1,526	61,040	76	4,437	58,382	95.6
		レンガ・コンクリートブロック造	0	0	—	0	0	—	—
小計	1,225	111,882	91,332	229	20,352	88,873	97.3		
合計（非木造）	4,606	441,648	95,885	8,835	1,024,399	115,948	120.9		

(3) 地目別区分による土地

地目		令和5年度			令和6年度			
		地積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	前年度比 (%)
田	一般田	68,023	7,791	115	64,503	7,364	114	99.1
	市街化区域(介在)田	852	95,636	112,249	1,458	171,178	117,406	104.6
畑	一般畑	894,085	83,127	93	873,309	80,897	93	100.0
	市街化区域(介在)畑	168,083	14,297,117	85,060	176,297	15,478,365	87,797	103.2
宅地	小規模住宅用地	3,578,562	449,515,095	125,613	3,611,679	484,306,339	134,095	106.8
	一般住宅用地	353,671	40,427,093	114,307	352,475	42,717,562	121,193	106.0
	非住宅用地	1,189,014	161,812,754	136,090	1,243,051	182,152,881	146,537	107.7
	小計(宅地)	5,121,247	651,754,942	127,265	5,207,205	709,176,782	136,191	107.0
山林	一般山林	289,385	8,023	28	278,309	7,713	28	100.0
	介在山林	779,979	2,515,000	3,224	779,200	2,536,220	3,255	101.0
	原野	45,747	152,668	3,337	45,127	153,139	3,394	101.7
	雑種地	1,962,781	59,385,000	30,256	1,915,446	53,877,734	28,128	93.0
	合計	9,330,182	728,299,304	78,058	9,340,854	781,489,392	83,664	107.2

(4) 国有資産等所在市町村交付金 (単位:円・%)

区分	交付額		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財務省	1,056,700	1,100,200	1,144,700
国土交通省	1,339,000	1,407,500	1,423,200
東京都	72,968,000	68,720,900	67,901,600
合計	75,363,700	71,228,600	70,469,500
前年度比	—	94.5	98.9

8. 都市計画税

(単位:人・千円・%)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土地	23,742	797,657	24,113	828,327	24,407	876,249
家屋	24,099	549,214	24,494	557,453	24,804	559,727
合計	27,044	1,346,871	27,383	1,385,780	27,660	1,435,976
前年度比	—	—	101.3	102.9	101.0	103.6

※納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

## 9. 軽自動車税

(単位：台・円・%)

区分			令和5年度			令和6年度			
			税額	台数	調定額	税額	台数	調定額	前年度比
原動機付自転車	第一種一般	50cc以下又は0.6kW以下	2,000	2,551	5,102,000	2,000	2,445	4,890,000	95.8
	第一種特定小型	0.6kW以下	—	—	—	2,000	7	14,000	—
	第一種新基準	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	—	—	—	—	—	—	—
	第二種乙	90cc以下又は0.8kW以下	2,000	204	408,000	2,000	203	406,000	99.5
	第二種甲	125cc以下又は1.0kW以下	2,400	1,693	4,063,200	2,400	1,694	4,065,600	100.1
	ミニカー		3,700	84	310,800	3,700	95	351,500	113.1
	小計			4,532	9,884,000		4,444	9,727,100	98.4
軽自動車	2輪	250cc以下	3,600	1,147	4,129,200	3,600	1,169	4,208,400	101.9
	ボートトレーラなど		3,600	15	54,000	3,600	12	43,200	80.0
	3輪		4,600	1	4,600	4,600	2	9,200	200.0
	4輪乗用 (営業用)	旧標準税率	5,500	0	0	5,500	1	5,500	—
		新税率	6,900	1	6,900	6,900	3	20,700	300.0
		重課税率	8,200	0	0	8,200	0	0	—
		軽課税率75%	1,800	0	0	1,800	0	0	—
	4輪乗用 (自家用)	旧標準税率	7,200	1,276	9,187,200	7,200	1,067	7,682,400	83.6
		新税率	10,800	2,444	26,395,200	10,800	2,769	29,905,200	113.3
		重課税率	12,900	1,124	14,499,600	12,900	1,129	14,564,100	100.4
		軽課税率75%	2,700	34	91,800	2,700	45	121,500	132.4
	4輪貨物 (営業用)	旧標準税率	3,000	97	291,000	3,000	90	270,000	92.8
		新税率	3,800	173	657,400	3,800	175	665,000	101.2
		重課税率	4,500	66	297,000	4,500	75	337,500	113.6
		軽課税率75%	1,000	0	0	1,000	0	0	—
	4輪貨物 (自家用)	旧標準税率	4,000	428	1,712,000	4,000	344	1,376,000	80.4
		新税率	5,000	930	4,650,000	5,000	1,014	5,070,000	109.0
		重課税率	6,000	598	3,588,000	6,000	613	3,678,000	102.5
		軽課税率75%	1,300	0	0	1,300	0	0	—
	専ら雪上を走行するもの		3,600	1	3,600	3,600	1	3,600	100.0
小計			8,335	65,567,500		8,509	67,960,300	103.6	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400	162	388,800	2,400	172	412,800	106.2	
	その他	5,900	108	637,200	5,900	125	737,500	115.7	
	小計		270	1,026,000		297	1,150,300	112.1	
2輪の小型自動車		6,000	1,119	6,714,000	6,000	1,165	6,990,000	104.1	
合計			14,256	83,191,500		14,415	85,827,700	103.2	
うち過年度課税分			5	20,400		5	26,300		

※減免分は除く。

## 10. 市たばこ税

(単位：本・円・％・人)

年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比
合計本数 (A)	72,130,177	73,282,858	101.6	71,557,666	97.6
税率	1,000本につき 6,522円	1,000本につき 6,522円	—	1,000本につき 6,522円	—
調定額 (B)	472,596,907	480,149,271	101.6	468,845,814	97.6
人口（4月1日時点） (C)	93,033	93,486	100.5	93,823	100.4
世帯数（4月1日時点） (D)	42,075	42,591	101.2	43,037	101.0
市民1人当たり本数 (A/C)	775	784	101.2	763	97.3
1世帯当たり本数 (A/D)	1,714	1,721	100.4	1,663	96.6
20本当たり市税収入額 (B/A×20)	131	131	100.0	131	100.0

令和7年度版

# 市 税 概 要

令和8年5月発行

編集 稲城市市民部課税課

稲城市東長沼2111番地

電話042(378)2111